

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・法務一)

○一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令(同二)

○特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・法務・財務一)

〔告 示〕

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件、及び公職選挙法第九十三条の規定により国庫に帰属した国債の買入消却に関する件(財務二)(二五)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二四)

○特定特殊自動車の型式の届出があった件

(経済産業・国土交通・環境二六、五六)

○届出事業者の住所を変更した件

(同五七、五八)

○承認事業者の住所を変更した件

(同五九、六〇)

○少数生産車の型式について承認を取り消した件(同六一)

〔官庁報告〕

官庁事項

技能実習制度推進事業運営基本方針の改正について(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、全国健康保険協会定款の一部変更、平成二十一年度管理業務主任者試験合格者関係

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等

改葬関係

会社その他

会社決算公告

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第六十一条の規定の施行に伴い、並びに社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)及び社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号)の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
法務大臣 千葉 景子

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令(平成十四年 内閣府令第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 社債の振替(第三章第十條)を」第二章の二 受益証券発行信託の受益権の振替

替(第十條の二第十條の八)に改める。

第二條中「第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。」の下に「第二百七十七條の四第六項」を加える。

第三條第一項第一号中「当該振替社債」の下に「の」を加え、同条第七項第一号中「適格機関投資家私募」の下に「特定投資家私募」を加える。

第二章の次に一章を加える。

第二條の二 受益証券発行信託の受益権の振替
(受託者が受益者等の口座を知ることができない場合における通知)

第十條の二 法第二百七十七條の六第一項に規定する主務省令で定める場合は、信託の併合又は信託の分割に際して振替受益権を交付する場合とする。

(受託者が受益者等の口座を知ることができない場合における通知)

第十條の三 法第二百七十七條の六第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

一 信託の併合に際して振替受益権を交付する場合 信託の併合により消滅する信託の受託者

二 信託の分割に際して振替受益権を交付する場合 分割信託(信託法第五十五條第一項第六号に規定する分割信託をいう。以下この章において同じ)の受託者又は新規信託分割における従前の信託の受託者

(受託者が受益者等の口座を知ることができない場合における通知の相手方)

第十條の四 法第二百七十七條の六第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

一 信託の併合に際して振替受益権を交付する場合 信託の併合により消滅する信託の受益権の受益者又は質権者

二 信託の分割に際して振替受益権を交付する場合 分割信託又は新規信託分割における従前の信託の受益権の受益者又は質権者

三 前二号に掲げる場合のほか、発行者がその受益権について法第十三條第一項の同意を与えようとする場合 当該受益権の受益者又は質権者

(受益者等に対する通知事項)

第十條の五 法第二百七十七條の六第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項とする。

一 信託の併合に際して振替受益権を交付する場合 その旨

二 信託の分割に際して振替受益権を交付する場合 その旨

三 前二号に掲げる場合のほか、発行者がその受益権について法第十三條第一項の同意を与えようとする場合 その旨

○国土交通省告示第二十九号

環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年七月七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十二日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-712	落合 J F 52	EDM-3 T N V 82 A	落合万物工業株式会社	静岡県興川市西方58番地
NV-713	落合 J F 64	"	"	"
NV-714	落合 J F 65	EDM-3 T N " V 88	"	"

○国土交通省告示第三十号

環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年七月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十二日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-715	日本車両 D H 500-5	J 08 E-T M	日本車両製造株式会社	愛知県名古屋市中区熱田区本郷町1番1号

○国土交通省告示第三十一号

環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年七月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十二日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-716	キセキ V H A 6	EDM-F 3 C D-V	株式会社キセキ北海道	北海道札幌市手稲区新発条5条1丁目5番1号

○国土交通省告示第三十二号

環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年七月九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十二日

経済産業大臣 直嶋 正行
国土交通大臣 前原 誠司
環境大臣 小沢 鋭仁

○国土交通省告示第三十三号

環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年七月十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十二日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-717	日立住友 6000 S L X-C 3	6 W G 1 X D H A	日立住友重機株式会社	東京都港区東上野六丁目9番3号

○国土交通省告示第三十四号

環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年七月十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十二日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-718	サカイ 1 P M 5	S A A 6 D 140 E-5-A	酒井重工業株式会社	東京都港区芝大門一丁目4番8号

○国土交通省告示第三十五号

環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年七月十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十二日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-719	三菱 K D N-F 28	S 6 S-K D N 2 V	三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号
NV-720	三菱 K D N-F 19	"	"	"
NV-721	三菱 K D N-F 12	"	"	"
NV-722	三菱 E B T-F 33	E B T-T B 45-1 A	"	"
NV-723	三菱 E B T-F 33	E B T-T B 45-2 A	"	"
NV-724	三菱 E B T-F 29	E B T-T B 45-1 A	"	"
NV-725	三菱 E B T-F 29	E B T-T B 45-2 A	"	"
NV-726	三菱 E B T-F 40	E B T-T B 45-1 A	"	"
NV-727	三菱 E B T-F 40	E B T-T B 45-2 A	"	"

○国土交通省告示第三十六号

環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年七月十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十二日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-728	三菱 E B T-F 40	E B T-T B 45-1 A	"	"
NV-729	三菱 E B T-F 40	E B T-T B 45-2 A	"	"

経済産業大臣 直嶋 正行
国土交通大臣 前原 誠司
環境大臣 小沢 鋭仁